

身体拘束廃止指針

平成30年4月1日

- 介護老人保健施設浦河緑苑は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。（入所利用約款第7条）

- I 身体拘束廃止委員会の開催（記録1）「身体拘束に関するケアカンファレンス記録用紙」
委員長は施設長
委員会開催・・・・・・・・・・1回／月 ※介護職員その他従業者への周知徹底をはかる。

- 緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

検討内容
三つの要件を全て満たす状態であることを確認する。

① 切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- 委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長の指示にもとづき下記の手続きに移る（記録2）「医師指示記録」

II 利用者、家族等への説明

- 家族、または代理人等に連絡し面接する。（記録3）「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にもとづいて、身体拘束廃止委員会委員が詳細な説明を行う。
- 家族等の十分な理解と同意を得る。（記録3）に署名捺印を求める。

III 記録への記載

- 実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況、等を記録する。（記録4）「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」

IV 拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行う

- 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、介護課各棟会議及び身体拘束廃止委員会において継続的カンファレンスを行い、検討する。（記録5）「各棟会議録」
（記録6）「リスクマネジメント記録」

V 職員への教育

- 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等廃止に向けた研修を定期的実施する。また、新年度採用職員においては別に新年度採用職員研修プログラム内において「身体拘束・身体拘束ゼロ作戦」を実施する。

VI 情報の開示

- 本指針はホームページで公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

附則

この指針は、2018年4月1日より施行する
この指針は、2026年2月1日より施行する